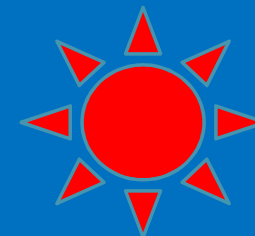


働き方改革に向けた 「週休3日制」の試行



■目的

職員の働く「意識」や「環境」を変え、質の高いワークスタイルの推進（長時間労働の是正等）や個人の生活充実と成長（ワークライフバランスの推進）につなげるため、「週休3日制」を試行し、その有用性や職員ニーズを明らかにするため実施するもの。

■対象

全所属の中から希望する所属を募集（係単位）

◎繁忙期を迎え時間外勤務が発生する見込みの所属は除きます。

■対象職員

勤務時間が「午前8時30分から午後5時15分まで」の職員

◎部分休業、介護休暇取得職員、暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は除きます。

■試行期間

令和5年8月14日（月）から令和5年9月8日（金）まで【予定】

■実施方法

①募集、②所属決定、③所属でシフトを協議調整、④各自システム入力（週休日、9h45m*3日、9h30m*1日）⑤実施、⑥試行期間終了後、アンケートに回答

★週休日分を振り分けて対応
週休日1日、9h45m×3日、9h30m×1日

<イメージ>

月 8時30分から19時15分まで
火 8時から18時45分まで
水 <週休日>
木 7時30分から18時15分まで
金 7時30分から18時まで
土、日 <週休日>